

令和7年度 集団指導

指導監査（処遇）について 届出（認可外）保育施設向け資料



姫路市 幼保連携政策課
監査・指導担当（市役所2階）
電話 079-221-2738
FAX 079-221-2988

令和7年4月24日

＜目次＞

- I. 児童の処遇に関する事項 · · · · · P. 3
- II. 衛生管理 · · · · · · · · · · P. 9
- III. 事故防止のための取り組み · · · · P. 10
- IV. その他（相談事業のご案内） · · · · P. 23
- V. 参考資料 · · · · · · · · · · P. 24



I 児童の処遇に関する事項

➤ 保育所保育指針の改定（平成30年4月から適用されている）

＜5つの方向性＞

- ① 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
→3歳未満児の保育の意義の明確化と一層の充実

全ての子どもの最善の利益のために、一定の保育水準を保ち、全ての保育所が掲るべき保育の基本的事項を定めたもの

② 保育所保育における幼児教育施設としての積極的な位置づけ

幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領との整合性を図る

→「保育課程」から「全体的な計画」の作成

→幼児教育において育みたい資質・能力と5領域におけるねらい及び内容に基づいて育まれていった時、幼児期の終わり頃に具体的にどのような姿として現れるかを「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」として明確化

③ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

→健康支援（アレルギー対応）、関係機関との連携による危機管理（安全、防災等）体制作り

④ 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

→保護者並びに地域・関係機関との連携や協働強化による「子育て支援」の充実

⑤ 職員の資質・専門性の向上

→一人一人の職員が、主体的・協働的にその資質と専門性の向上を図る

→職位や職務内容に応じて、身に付けるべき役割や専門性を明確にし、職場内外の研修受講によってキャリアアップを図る

第1章 3 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

➤ 「全体的な計画」

保育の目標を達成するために、各保育所の事業理念、保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、家庭の状況、地域の実態等に加えた保育所保育の全体像を包括的に示すもの。

また、この計画に基づく「指導計画」「保健計画」「食育計画」等を作成する。

➤ 「指導計画」

年、数か月単位の期、月など ・・・ 長期的な見通しを示すもの

週、日など ・・・ 短期的な予測を示すもの

※3歳未満児については個人差も大きいことから、個別の指導計画を作成することが望ましい

第1章 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

保育所保育において育みたい資質・能力が卒園を迎える年度頃（最終年度）に見られるようになる姿であり、その具体的な姿を10の視点から捉えたもの。卒園までに身につける到達目標ではない。

第2章 4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

保育所に入所している全ての子どもについて、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付する。

※法令で定められた義務記録内容は、情報開示請求に応じる場合を考慮して、客観的事実に基づいて明確簡潔、肯定的にまとめること。 <保育所児童保育要録（参考資料）資料1 参照>

第5（1）保育の内容

- ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。 
- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。
この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解することが不可欠であること。
- イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。
- エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。
- オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

認可外保育施設指導監督基準

第5 (2) 保育従事者の保育姿勢等

- ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
- イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
- ウ 児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の**人権**に十分配慮すること。
- エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

第5 (3) 保護者との連絡等

- ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。
- ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」について (子ども家庭庁・令和5年5月策定)

＜保育所等における虐待等の未然防止＞

- ① 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
- ② 職員一人一人が子どもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

⇒ 自分は問題ない、しないと捉えている行動が不適切な行動に該当する場合がある

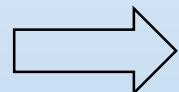
(参考)

- 1 保育所保育指針（平成30年3月）
 - －「体罰や言葉の暴力が決してあってはならない」、「子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重する」
2. 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き（令和3年）
 - －不適切保育が起きる背景、事実確認等の実態を紹介
3. 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのチェックリスト 全国保育士会
 - －園内研修、自己研修用に不適切保育の具体例を紹介
4. 「保育所における自己評価ガイドライン」（2020厚生労働省子ども家庭局保育課）

◎児童の権利擁護・虐待防止について

＜良くないかかわり＞

1. 子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり
2. 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ
3. 罰を与える・乱暴なかかわり
4. 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠けるかかわり
5. 差別的なかかわり



- ※ 上記の内容の保育に関する認識を共有するための研修等を実施しているか。日頃から職員間で保育を振り返り人権意識を高めることができているか。
- ※ 保育に違和感を感じた場合に、気軽に相談できる担当者を設けているか

※ **しつけとして児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。**

- 差別的待遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛を与えてはならないこと。
(① 身体的虐待、② 性的虐待、③ ネグレクト、④ 心理的虐待)

◆ 「人権擁護のセルフチェック」

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」（全国保育士会のホームページからダウンロード可能）の活用など

II 衛生管理（厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン2018年改訂版より）

- 保育室内 【室内温度・湿度の目安】室温（夏26℃～28℃・冬20℃～23℃・湿度60%）
※ 定期的な換気、加湿器を使用時には、毎日水を交換する、エアコンは、定期的に掃除をする

- 手洗い



- 石けんは泡で菌を洗い流すもの。3歳未満児には液体石けんを使用することも方法の一つ
- 固体石けんはネットの汚れや石けん置きの下のぬめり等、保管方法に注意
- 手拭きタオルは共用しない。タオル同士を密着させない

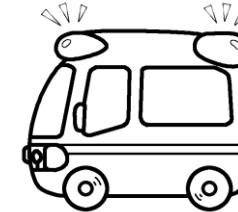
- 消毒

- 子どもが直接口に触れる玩具等は遊んだ都度毎に湯、水で洗う。日光消毒も効果的である
(その他、ドアノブ、おむつ交換台、照明のスイッチ、手洗い用の蛇口等各備品)
- 消毒薬の種類と用途の確認、容器には内容物が分かるように表記する
- 嘔吐・下痢の発生時の処理（使い捨てマスク、エプロン、手袋等の使用、手洗いの徹底）<資料4参照>
- 砂場は定期的に掘り起こし日光消毒をする。夜間、休日は小動物侵入防止シート等で覆う
- 夏季プールの消毒→遊離残留塩素濃度0.4mg/Lから1.0mg/L
低年齢児が使用する簡易ミニプール（ビニールプール等）も必要
- 樹木や雑草の管理、害虫などの駆除や消毒



※職員は、感染症及び衛生管理に関する知識と適切な対応方法を日頃から身に付けておくことが必要
※消毒液の種類と適正な使い方を把握するとともに、使用しないときは児童の手の届かない場所に管理する

III. 事故防止のための取り組み



(1) 事故防止・事故対応マニュアルの作成

① マニュアルの作成

内閣府、文部科学省及び厚生労働省策定の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照のこと。

② 職員への周知

園内で定期的に研修を行うなど、職員間で共有し、安全対策を徹底する。

③ マニュアルの見直し

園で発生した事故報告事例やヒヤリ・ハットをもとに定期的な見直しを行い全職員で共有する。

(2) 事故防止のための具体的な取り組み

①誤飲・誤嚥

食 事・・・年齢月齢に寄らず普段食べているどんな食材も窒息につながる可能性がある。
適切な食事の援助や観察を行う。

環境設定・・・口に入れると咽頭部や気管が詰まり窒息の可能性がある大きさ形状のものは室内に置かない。（球形の場合、直径4.5cm以下、球形でない場合、直径3.8cm以下のものは危険）

◎食事中の食べもので窒息事故

- ・パン、カステラ、こんにゃく、キノコ類、ゆで卵、肉、球形の食品（プチトマト、ブドウ、チーズ、うずら卵）、いか、エビ、貝など（0、1歳児×）、ナツツ（5歳以下の子ども×）
- ・泣いている子どもをあやしながら食品を食べさせないこと。

【その他】ブラインドカーテンのひも・包装フィルム、シール等の誤飲、ボタン電池、吸水ボール、磁石の誤飲

②アレルギー誤食

当該児名、アレルゲン、除去食対応、調理時、配膳時、食事の提供、食事中に複数で確認
→ 生活管理指導表の活用（「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」参照）

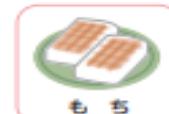


教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しましたので、ご活用ください。なお、本整理表に掲載した食材以外でも、誤嚥事故が発生する可能性があることを念頭に置いて、食事の見守りを行いましょう。

使用を避ける食材

粘着性が高く、飲み込みにくい



やむを得ず使用する場合の留意点→



乾いたナッツ・豆類



ミニトマト



ぶどう



さくらんぼ



個装チーズ



うずらの卵



アメ類・ラムネ



いか



「糸こんにゃく」で代用する

球形や大きさから、気道に入りやすく、つまりやすい

4等分して形や大きさを変える

4等分して形や大きさを変えて、口内に残る皮も取り除く

加熱して形や大きさを変える

弾力性があり、噛み切りにくい

調理を工夫する食材

- 「年齢等」はあくまで目安です。子どもの口腔機能(咀嚼・嚥下)の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。
- 離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材の提供は避けましょう。

年齢等

食材



離乳期

- | <離乳初期>
(5~6か月頃) | <離乳中期>
(7~8か月頃) | <離乳後期>
(9~11か月頃) | <離乳完了期>
(12~18か月頃) |
|--------------------|--------------------|---------------------|-----------------------|
| 歯はまだ生えていない子が多い。 | 前歯が生え始める。 | 徐々に前歯が生えそろっていく。 | 前歯8本が生えそろい、奥歯が生え始める。 |

- なめらかにすりつぶした状態にする → 舌でつぶせる固さにする → 歯ぐきでつぶせる固さにする → 歯ぐきで噛める固さにする

離乳期に提供することは避ける

- 「おにぎりのり」は、「さざみのり」で代用する。

1歳6か月~3歳頃

2歳頃 3歳~3歳6か月頃

- 大人よりはやわらかめの固さ
- 大きさは1cm程度から、口腔機能の発達状況に応じて段階的に調整していく

個別食材のPOINT

- ソーセージ：縦半分に切る
(太さや長さも調整する)
- ひき肉：とろみをつける

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食事提供のポイント

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、子どもの食事に関する皆さんに知っておいていただきたい食事提供のポイントについて「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基にとりまとめましたので、ご活用ください。

食事提供のポイント



給食・おやつだけではなく、園庭での栽培活動や、季節の行事など、通常の食事提供とは異なる場面にも注意しましょう。（報告書付録を参照）



全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを知っておきましょう。

パンなど、ありふれた食材でも誤嚥事故が発生しています。



食事中に「眠くなる」「怒る」「泣く」場合は、食事を中断しましょう。

眠くなった時の対応は？



上記の状態では、通常の咀嚼・嚥下ができないので、口の中に食べ物が残っているいか確認した上で、食事は中断しましょう。



ごはん、パン類、いも類、カステラは、特に以下のポイントに配慮しましょう。

POINT

- 水分を摂らせて、のどを潤してから提供しましょう。
- 口の中に詰め込まないように注意しましょう。
- よく噛んで食べるよう伝えましょう。



ゆとりある時間を確保して、よく噛んで食べるよう伝えましょう。



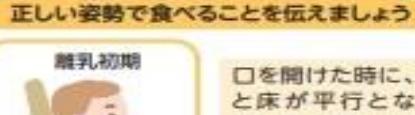
無理に完食させようとしたり、食事を急かすことは、誤嚥につながるおそれがあります。



食事の時は、水分を摂らせて、のどを潤すようにしましょう。



水分を摂取すると、食べ物が喉を通りやすくなり、誤嚥の予防になります。



正しい姿勢で食べることを伝えましょう



離乳初期

口を開けた時に、舌と床が平行となるように背もたれ等を調整しましょう。



離乳中期以降

- カバーやマット等を利用して、正しく座れるように工夫しましょう。
- 足の裏が床につく高さでイスに座らせ、机は肘がつく高さとし、正面を向くように調整しましょう。



子どもから離れる時は、別の職員等に対応を引き継ぐようにしましょう。

対応を別の職員に引き継ぐ場合には、子どもの食事に関する特徴を伝えるようにしましょう。

離乳期のポイント



離乳期の子どもの介助をする時は、**「食事提供のポイント」**に加えて、以下のポイントにも注意しましょう。



子どもが慌てて食べないように、子どものペースに合わせて、食材を口に運ぶようにしましょう。

自らも落ち着いて介助に当たることができるように、ゆとりある時間を確保しましょう。



1回に口に入れる食材の量や大きさは、子どもの口に合うように調整し、詰めすぎないようにしましょう。

離乳初期の1回に口に入れる食材の量は、浅めのスプーン半分くらいを目安にして、その後は口腔機能の発達に合わせて調節しましょう。



口の中に食材が残っていないことを見て確認してから、次の一口を食べさせるようにしましょう。

③睡眠中・・・仰向けの徹底を! 確認内容を正確に記録しましょう。 (睡眠チェック表 資料2)

＜就寝時の窒息事故＞

- ・うつぶせ寝で顔が柔らかい寝具に埋もれる、掛け布団、ベット上の衣服、ぬいぐるみ、よだれかけ・ミルクの吐き戻しによる窒息



④水遊び、プール遊び（プール管理日誌 資料2）

子どもの大好きな活動ですが危険を伴います。しっかりとポイントを押さえましょう。

☆専任の監視を行う者と指導等を行う者を分けて配置

- ① 監視者は監視に専念すること。
- ② 監視エリアを全域をくまなく監視すること。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 時間的余裕をもって活動を行う。
- ⑤ 職員がそろわない時には、プール遊びは中止し、別の水遊びに切り替える。



こどもの
重大な事故を防ぐための
ポイント ねる・たべる・みずあそび



⑤散歩他、園外保育等

- 散歩などの園外保育・・・日常的な活動ですが、目的地やコースの注意点などの情報の共有をしましょう。
- ☆ルートの下見（必須）：職員のみで歩いて危険箇所を把握、マップに反映させ、散歩マップの作成
 - ☆散歩・園外保育計画作成（日案）と評価、反省、準備物の書き出し、点検、緊急連絡方法の整備
 - ☆交通量の少ないルートや時間帯を選ぶ。

⑥子どもの所在確認

- ・・・場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹するようにし、活動時は常に園児の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意します。また、不在の園児に気付いた際には、早急にその所在の捜索を行うこと。

⑦園バスでの送迎

- ・・・認可外保育施設については、安全装置の導入について令和6年3月経過措置終了

⑧与薬

- ・・・原則としては与薬は行いません。
- ※慢性疾患等やむを得ない場合に限り医師の処方で必要最小限の与薬としましょう。（与薬依頼票 資料3）

⑨ヒヤリ・ハット

- ・・・事故を未然に防ぐためにヒヤリ・ハットを活用しましょう。
- ※事故が起きた時には、施設内で話し合い事故防止対策を施設で共有して記録に残すこと。（病状経過記録 資料2、ヒヤリ・ハット報告書 資料5）

⑩安全管理

・・・安全な環境を整えましょう。

- ①施設の環境整備
- ②救命処置訓練の実施
- ③消火訓練、避難訓練の実施（避難訓練実施記録 資料2）
- ④遊具等、物品の管理、整理整頓
- ⑤送迎バスなどの安全対策

※バス送迎にあたっては、安全なバス送迎の運行と
降車時的人数確認（点呼等）の徹底をする。

⑪転落事故

・・・ベビーベット、おむつかえ台の上から転落、椅子やテーブルの上から
転落、階段転落、段差転倒、ベランダからの転落、抱っこひも使用時、
ベビーカーから転落、遊具（滑り台、ジャングルジム、ブランコ）

⑫挟む、切る等・・・カッター、はさみ、おもちゃでの怪我（0～2歳）、小さなものを鼻
に入れる、テーブルなど家具で打撲、ドアや窓で手を挟む、タンスや
家具を倒して下敷きに、ピアノ指詰め、歯磨き中に歯ブラシで喉突き

⑬救急手当

・・・心肺蘇生 AED

異物飲み込み：（背部叩打法、胸部突き上げ法、腹部突き上げ法）

打撲：頭の打撲の場合

- ・傷口から出血している時は、傷口を閉じるようにガーゼで圧迫し、安静にして様子をみる。
- ・意識がない、出血がひどい、繰り返し嘔吐があるときには、救急車を呼ぶ。至急病院へ搬送する。
- ・顔色が悪く元気がないときは、小児科や脳外科を受診しましょう。意識があって元気なときでも、1日～2日は安静にして様子をみます。
- ・こぶができた程度なら、安静にして冷たいタオル等で冷やします。

◎傷の処置で大事なのは止血です。まずは水で傷を洗います。

これは感染防止にもなります。傷口の深さと大きさを確認してガーゼを当てて止血します。それでも血が止まらず、出血がひどい時は、止血しながら病院を受診しましょう。

⑭熱中症の応急救手当

・・・涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる。
エアコンをつける、扇風機・うちわ等で風をあて、体を冷やす。
首の周り、脇の下、太ももの付け根など太い血管の部分を冷やす。
飲めるようであれば水分と塩分をこまめに取らせる。

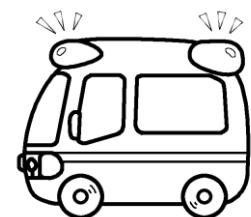
⑯救急車を呼ぶ場合

苦しそうな呼吸、窒息、顔色が悪い、けいれん、ぐったり呼びかけてもぼんやりしている。

⑯急いで受診する場合

突然の咳き込み、声がかすれている、ゼーゼーヒューヒューした呼吸、吐く、下痢、腹痛

(病状経過記録 資料2)



応急 処置

こどもの
重大な事故を防ぐための
ポイント ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きたら
突然心臓が止まったり、溺れたりした場合、
一刻も早い手当てが必要です。
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫(心臓マッサージ)



強さ 胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ
速さ 1分間に100~120回

幼児: 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す

乳児: 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児: こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く

乳児: 片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかりと支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
(※幼児のみ、乳児は除く)

(3) 施設・事業所による事故防止の為の取り組み

➤ 特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項

ア 睡眠中

- (ア) 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせる。保育従事者が配置されていない状態にならないこと、寝かせ方に配慮を行うことなど、安全な睡眠環境を整え、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐ。
- (イ) やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- (ウ) ヒモ、又はヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- (エ) 口の中に異物がないか確認する。
- (オ) ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- (カ) 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検（特に0歳は5分ごと、1歳は10分ごと）すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

イ 食事中

- (ア) ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- (イ) 子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）。
- (ウ) 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- (エ) 汁物などの水分を適切に与える。
- (オ) 食事の提供中に驚かせない。
- (カ) 食事中に眠くなっているか注意する。
- (キ) 正しく座っているか注意する。

☆ 保育士が気を付けたいこと ☆

- ① 慣れによる意識の低下は禁物 ⇒ 初心を忘れないこと
- ② その場を離れるときは他の保育士に声をかける。完全に背を向けることがないようにする。
- ③ 危険を予測して予防することは大切ですが、それにより子どもの活動が制限されてしまうことがないように注意しましょう。
保育をする中で、子どもの主体性を育てることは安全確保と共に重要なことです。
重大な事故に繋がらない環境を整えたり、声かけや見守りをするなど、保育のあり方にも配慮が必要です。

<「ハインリッヒの法則」という、労働災害調査から導き出された発生比率>

1件の重大事故の背景には29件の軽微な事故があり、300件のヒヤリハット事例があると言われています。

園全体でリスクマネジメントをして、子どもたちが安心して過ごせる環境を作っていくことが大切です。

＜職員への教育＞

- ① 子どもを守る安全対策に対しての意識を高めておく
- ② 万が一事故発生した時は、誰が何をするのかの具体的なマニュアルの作成
- ③ ヒヤリ・ハットの捕捉に努め、職員間で情報共有する
 - ・原因追及と体制の強化
 - ・子どもが安心して過ごすことができる環境つくり
 - ・過去のデータや事例を下に原因分析、研究をして事故を未然に防ぐ
- ④ 施設での研修や職員会議などの機会に、子どもの発育・発達と事故との関係、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る

＜年齢ごとの注意点＞

- 0～1歳 環境面での徹底した安全確保
(誤飲防止：小さいものは置かない。感電防止：コンセントカバー付け、電気コードを手の届かない所に配線)
- 2～3歳 階段等の転落防止、ドアの指挟み防止
- 4歳以上 「危ないからやめなさい」と行動制限するのではなく、子ども自身が危険を予測して適切な判断ができるように指導すること
例えば・・・走るときは周りをよく見ること。遊具の正しい使い方を知ること。
実際の場面に即して分かりやすく伝えること。

IV. その他（相談事業のご案内）

保育所現場の経験者による相談事業を行っています。
日々の保育の困り事や気になる子どもの保育、保護者対応や人材育成など、
悩みごとがあればお聞かせください。アドバイス出来ることがあるかもしれません。
お気軽に問い合わせください。
ご要望があれば施設訪問もいたします。

連絡先 姫路市幼保連携政策課 監査・指導担当
電話 079-221-2738
FAX 079-221-2988



V. 参考資料

資料1 保育所児童保育要録の様式

資料2 睡眠チェック表、病状経過記録、プール管理日誌、避難訓練実施記録

資料3 与薬依頼票

資料4 ノロウイルス対策

資料5 ヒヤリ・ハット報告書

※本市（幼保連携政策課）のホームページからダウンロードできます

V. 参考資料（資料1）

保育所児童保育要録の様式

保育所児童保育要録（入所に関する記録）								
児童	ふりがな 氏名			性別				
		年	月		日生			
現住所								
保護者	ふりがな 氏名							
		現住所						
入所	年	月	日	卒所	年	月	日	
就学先								
保育所名 及び所在地								
施設長 氏名								
担当保育士 氏名								

別紙資料1
(様式の参考例)

保育所児童保育要録（保育に関する記録）		(様式の参考例)																																																					
<p>本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>保育の過程と子どもの育ちに関する事項</th> <th>最終年度に至るまでの育ちに関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生年 月日</td> <td>(最終年度の重点)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性別</td> <td>(個人の重点)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ねらい (発達を捉える視点)</td> <td>(保育の展開と子どもの育ち)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人間関係</td> <td>自分の体を十分に動かし、走りで運動しようとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>健やか、安全な状況に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>言葉</td> <td>保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>身近な環境に自分で開拓し、見通しをもつて、考え方を工夫したり、それを生活に取り入れようとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>身近な象徴をしたり、考え方を工夫したり、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>人の言葉を聞きながらじよじよ聞き、自分の経験したことや聞いたことを語り、伝える遊びを楽しむ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>日常生活中必要な言葉が分かることによるとともに、絵本や物語などに親しみ、言語に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達ともを語らせる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>いろいろなものや美しさなどを対する感覚性をつける。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表現</td> <td>生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(特に配慮すべき事項)</p> <p>保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。</p> <p>○保育の過程と子どもの育ちに関する事項</p> <p>*最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期間の見通しとして設定したものと記入すること。</p> <p>*個人の重点：年度を振り返って、子に対する指針として特に重視してきた点を記入すること。</p> <p>*保育の展開と子どもの育ちに関する事項：最終年度における保育所の保育の実績や、保育所の生活を通じて全体的に捉えて記入すること。</p> <p>○就学後の指導に必要と考らされる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。</p> <p>*特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。</p> <p>○最終年度に至るまでの育ちに関する事項</p> <p>子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに關し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えることを記入すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				氏名	保育の過程と子どもの育ちに関する事項	最終年度に至るまでの育ちに関する事項	生年 月日	(最終年度の重点)		性別	(個人の重点)		ねらい (発達を捉える視点)	(保育の展開と子どもの育ち)		健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。		人間関係	自分の体を十分に動かし、走りで運動しようとする。		環境	健やか、安全な状況に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。		言葉	保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。		表現	身近な環境に自分で開拓し、見通しをもつて、考え方を工夫したり、それを生活に取り入れようとする。		表現	身近な象徴をしたり、考え方を工夫したり、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。		表現	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。		表現	人の言葉を聞きながらじよじよ聞き、自分の経験したことや聞いたことを語り、伝える遊びを楽しむ。		表現	日常生活中必要な言葉が分かることによるとともに、絵本や物語などに親しみ、言語に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達ともを語らせる。		表現	いろいろなものや美しさなどを対する感覚性をつける。		表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。		表現	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。		<p>(特に配慮すべき事項)</p> <p>保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。</p> <p>○保育の過程と子どもの育ちに関する事項</p> <p>*最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期間の見通しとして設定したものと記入すること。</p> <p>*個人の重点：年度を振り返って、子に対する指針として特に重視してきた点を記入すること。</p> <p>*保育の展開と子どもの育ちに関する事項：最終年度における保育所の保育の実績や、保育所の生活を通じて全体的に捉えて記入すること。</p> <p>○就学後の指導に必要と考らされる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。</p> <p>*特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。</p> <p>○最終年度に至るまでの育ちに関する事項</p> <p>子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに關し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えることを記入すること。</p>			
氏名	保育の過程と子どもの育ちに関する事項	最終年度に至るまでの育ちに関する事項																																																					
生年 月日	(最終年度の重点)																																																						
性別	(個人の重点)																																																						
ねらい (発達を捉える視点)	(保育の展開と子どもの育ち)																																																						
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。																																																						
人間関係	自分の体を十分に動かし、走りで運動しようとする。																																																						
環境	健やか、安全な状況に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。																																																						
言葉	保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。																																																						
表現	身近な環境に自分で開拓し、見通しをもつて、考え方を工夫したり、それを生活に取り入れようとする。																																																						
表現	身近な象徴をしたり、考え方を工夫したり、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。																																																						
表現	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。																																																						
表現	人の言葉を聞きながらじよじよ聞き、自分の経験したことや聞いたことを語り、伝える遊びを楽しむ。																																																						
表現	日常生活中必要な言葉が分かることによるとともに、絵本や物語などに親しみ、言語に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達ともを語らせる。																																																						
表現	いろいろなものや美しさなどを対する感覚性をつける。																																																						
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。																																																						
表現	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。																																																						
<p>(特に配慮すべき事項)</p> <p>保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。</p> <p>○保育の過程と子どもの育ちに関する事項</p> <p>*最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期間の見通しとして設定したものと記入すること。</p> <p>*個人の重点：年度を振り返って、子に対する指針として特に重視してきた点を記入すること。</p> <p>*保育の展開と子どもの育ちに関する事項：最終年度における保育所の保育の実績や、保育所の生活を通じて全体的に捉えて記入すること。</p> <p>○就学後の指導に必要と考らされる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。</p> <p>*特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。</p> <p>○最終年度に至るまでの育ちに関する事項</p> <p>子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに關し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えることを記入すること。</p>																																																							

V. 参考資料（資料2）

睡眠チェック表

【 睡眠時チェック表 】												年	月	日()	組()	歳児()											
天気		時間		室温		湿度		時間		室温		湿度		%													
記録者: ()												所属長確認印															
名前	時間	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	名前	時間	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
7														7													
8														8													
9														9													
10														10													
11														11													
12														12													
13														13													
14														14													
15														15													
16														16													
17														17													
18														18													
特記事項												特記事項															
名前	時間	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	名前	時間	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
7														7													
8														8													
9														9													
10														10													
11														11													
12														12													
13														13													
14														14													
15														15													
16														16													
17														17													
18														18													
特記事項												特記事項															
名前	時間	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	名前	時間	0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55
7														7													
8														8													
9														9													
10														10													
11														11													
12														12													
13														13													
14														14													
15														15													
16														16													
17														17													
18														18													
特記事項												特記事項															
【0・1歳児の寝かしつけ方・窒息予防のための留意点】												（保護者に提供する際には以下の文章を削除する）															
<input type="checkbox"/> 口の中に食べ物が残っていない <input type="checkbox"/> 授乳後、ゲップを十分に出した <input type="checkbox"/> 頬まだれかけ・スタイルをはずした <input type="checkbox"/> シーツにしわがない <input type="checkbox"/> 仰向けに寝かせる <input type="checkbox"/> 掛布団が顔にかかっていない <input type="checkbox"/> 着衣の襟や袖口に口を塞いでいない <input type="checkbox"/> 頭のまわりにタオルや玩具などを置かない												※本記録の活用法 記録のコピーを保護者に提供して医療機関受診の際の参考にして頂く 原本は記録として施設で保管する															
<input type="checkbox"/> 十分な観察ができる明るさの確保 <input type="checkbox"/> 鼻や口の空気の流れや音の確認 <input type="checkbox"/> 頭面および唇の色の確認 <input type="checkbox"/> 呼吸に伴う胸郭の動きの確認 <input type="checkbox"/> 口体に触れて体温確認												R2. 9修正															

病状経過記録

病状経過記録				記入者名
月	日 ()	クラス	児童名	
症状				・ 症状の始まりの時間 : 頃 ・ 具体的な症状
時間	検温°C	水分補給cc	様子・対応	
:				
:				
:				
:				
:				
:				
備 考				連絡時刻 : 頃 → 母・父・その他 () 降所時間 : 頃 → 母・父・その他 ()
特記事項				

V. 參考資料 (資料2)

フル管理日誌

設 備 点 檢 欄

特記事項	○ or X	
プールの清掃と整理は行ったか		
プールの中に異物は無いか		
プールサイドは清潔か。滑りやすくなっていないか		
プール全体や底面の剥がれ破損部分はないか		
シャワーの蛇口は清潔か		
水遊び用品に壊れや破損は無いか		
排水は子どもがプール内に確実にいないことを確認して行っているか		

安 全 確 認 欄

特記事項	○or×	評定基準
準備体操を行ったか		
プール活動に参加できない子どもの遊びと行動の確認はできていたか		
専ら監視を行う者とプール指導等を行う者が確実に役割分担されているか		
水が入ったままのプールやタライが放置されていないか		
救急用具の不足はないか		
プール活動後速やかに排水したか		
プールの施錠を確実に行ったか		

V. 参考資料

(資料2) 避難訓練実施記録

避難訓練実施記録			
防火管理者	氏名	印	担当者
実施日時	年 月 日 () 時 分 []		
実施場所	保育所 (こども園)		
参加人員	児童 名	職員 名	
実 施 内 容			
内 容	通報・避難・消火・教養・総合		
ねらい			
想 定	火災・地震・洪水・台風・津波 不審者対応・その他 ()		
発生場所			
避 難	避難経路		
	避難場所		
	人員点呼	時 分	
	所要時間	分	
(開始から完全避難までの所要時間)			
反省及び 今後の 改善内容			

(資料3) 与薬依頼票

与薬依頼票 		
太枠内を記入し、1回分の薬と「与薬依頼票」を柄なしチャック付ビニール袋（中身を確認しやすいもの）に入れ、職員に手渡してください。 20 年 月 日 ()		
クラス・児童名	組	
病名・症状		医師の確認
受診機関名	月 日	
医 师 名	保育時間中の 与薬の必要性	
1回分ですか	はい・いいえ	
服 用 時 間	食前 食間 食後 その他 (時頃)	
薬 の 種 類 薬・チャック付 ビニール袋に記名	液薬 粉薬 目薬 塗り薬 その他 ()	
受領者サイン	依頼票と薬の記名確認 <input type="checkbox"/>	
与薬者サイン	依頼票と薬の記名確認 <input type="checkbox"/>	
与 薬 時 間	午前・午後 時 分	
児 童 名	きりとりせん	
受領者サイン		
与薬者サイン		
与 薬 時 間	20 年 月 日 午前・午後 時 分	

V. 参考資料（資料4）

嘔吐・下痢の発生時の処理

ノロウイルス対策

平常時

予防

- 職員は配膳前、食事介助前後の手洗いを行う
- 施設内で手に触れる場所（手すり、ドアノブ、テーブル等）の清拭をこころがける

疑うべき症状と判断のポイント

- 嘔吐するような激しい嘔吐 下痢のなかでも「水様便」
 吐き気、嘔吐、下痢、発熱

感染疑い～発症

対応の方針 | 嘔吐物、排泄物の処理

● 感染（疑い）による嘔吐の場合

- ① | 職員はマスク、ガウン、手袋を着用する
- ② | 嘔吐物を濡れたペーパータオル等で覆う
- ③ | ペーパータオル等で、外側から内側に向けて面を覆うように静かに拭き取る
- ④ | 最後に、次亜塩素酸ナトリウム液で確実に拭き取る
- ⑤ | ②③④をビニール袋に入れて、感染性廃棄物として処理する
- ⑥ | 職員はマスク、ガウン、手袋を外し、液体石けんと流水による手洗いを行う
- ⑦ | 次亜塩素酸ナトリウム液を使用した後は窓を開けて、換気をする

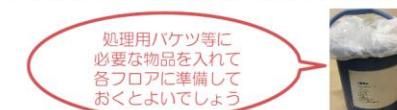
● 感染（疑い）による下痢便の場合

- ① | 職員はマスク、ガウン、手袋を着用する
- ② | 新聞紙、ビニール袋を準備する
- ③ | 使用後のバット、おむつ類はビニール袋で密封し、感染性廃棄物として処理する
- ④ | トイレ使用の場合も換気し、便座や周囲の環境を十分に消毒する
- ⑤ | 職員はマスク、ガウン、手袋を外し、液体石けんと流水による手洗いを行う

解除

解除の判断

- 新しい患者が1週間でなければ終息とみなし、感染対策委員会で最終的な判断を行う
- ただし、嘔吐・下痢・腹痛・発熱等の症状がおさまってからも最大4週間程度は排便内にウイルスが見つかることがあるため留意する



ノロウイルス対策 | チェックリスト

施設の管理者は、以下の施設の実施状況について定期的に確認しましょう

○ ノロウイルスによる食中毒予防のためのチェックポイント

以下の取り組みを行っていますか

予防のポイント

□ 調理する人の健康管理

調理者に症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしないようにしましょう
毎日の作業開始前に調理従事者の健康状態を確認し、責任者に報告する仕組みをつくりましょう



□ 作業前等の手洗い

汚れの残りやすいところはていねいに洗いましょう

□ 調理器具の消毒

洗剤等で十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法
又はこれと同等の効果を有する方法で消毒しましょう

感染を拡げないためのポイント

□ 食器・環境・リネン類等の消毒

感染者が使用した食器や、嘔吐物がついたものは、他のものと分けて洗浄・消毒しましょう
カーテン、衣類、ドアノブ等も塩素消毒液等で消毒しましょう

□ 嘔吐物等の処理

使い捨てのマスクやガウン、手袋等を必ず着用しましょう
拭き取った嘔吐物や手袋等は、ビニール袋にしっかり密閉して廃棄しましょう

参考：厚生労働省パンフレット「冬は特に注意！ノロウイルスによる食中毒」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000364605.pdf>

V. 参考資料（資料5）

ヒヤリ・ハット報告書

日 時		ヒヤリ・ハットの具体的な内容	具体的な状況
月 日 ()	天候 晴れ・曇・雨・雪・その他		
時 分頃	報告者名 ○○ ○○○		
発生場所	保育室・廊下・玄関・テラス・トイレ 園庭・園外 ()・調理室・その他	乳児用ベッドの「かんぬき」 が故障していて確実に施錠 できていなかった	「かんぬき」が外れかけ 子どもがベッドから転落 しそうになった
関係した職員	保育士・保育教諭・調理師・その他		
該当児童歳児	0歳児	どのような危険を感じたか	改善すべき事項
氏名は必要な場合	→施設内判断で可		
過去の同様ケース	有 · 無	該当児の転落及びベッド近くで遊んでいる子どもを巻き込む二次的災害発生の恐れがあった	ベッドの使用、不使用に限らず毎朝夕の安全点検を徹底する
職員への報告日	月 日 ()		
報告の方法	会議・口頭・申し送りノート その他()		
施設長コメント	保育室内外の遊具や設備備品において特に可動部があるものについては使用前後に必ず点検を徹底して不都合ある場合は至急修理をする。また、修理に時間を要する場合は使用不可にする。使用不可については張り紙をするなど見える化して全職員や子どもたちに周知する。		